**議　　事　　録**

|  |  |
| --- | --- |
| 会議の名称 | 第２回　羽村市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画審議会 |
| 開催日時 | 平成29年８月10日（木）　午後７時〜午後９時 |
| 開催場所 | 羽村市役所４階　特別会議室 |
| 出席者 | 会長　川村孝俊、副会長　栗田　肇、横内正利、林田香子、井上　保、杉浦康枝、浅野光男、武藤征夫、指田幸三、栗原悦男、鈴木雄生、大平真美、渡辺祐治、榎戸文男、雨倉千代美 |
| 欠席者（委員）氏名 | なし |
| 事務局 | 高齢福祉介護課長、高齢福祉係長、介護保険係長、介護認定係長、地域包括支援センター係長、高齢福祉係主任、高齢福祉係主事 |
| その他の出席者 | 福祉健康部長、守屋（ジャパン総研） |
| 議　　　事 | １　アンケート基礎調査結果について２　羽村市高齢者福祉計画及び第６期介護保険事業計画進捗状況（H27〜H29）一般高齢施策及び介護保険制度のうち地域支援事業について３　その他 |
| 傍聴者 | 1名 |
| 会議資料 | 《事前配布資料》・資料１−１：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の集計結果・資料１−２：在宅介護実態調査の集計結果・資料２−１：進捗状況集計表・資料２−２：羽村市高齢者福祉計画及び第６期介護保険事業計画進捗状況報告書《当日配布資料》・次第・第１回羽村市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画審議会会議録 |

**議　　事　　録**

|  |  |
| --- | --- |
| 発言者 | 議題・発言内容及び決定事項 |
| 事務局会長事務局会長会長会長事務局会長委員事務局ジャパン総研会長事務局会長事務局会長委員事務局会長事務局会長委員会長事務局委員事務局事務局委員事務局委員会長事務局会長事務局会長事務局会長委員事務局委員会長委員事務局委員事務局会長事務局会長委員事務局事務局委員事務局委員事務局事務局会長副会長事務局会長事務局会長 | 定刻となりましたので、只今より第２回羽村市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画審議会を開催させて頂きたいと存じます。議事に入る前に報告事項がございます。第１回審議会の会議録につきましては、委員の皆様を代表して川村会長に原案をご確認頂きました。本日は確認後の内容を確定したものを事前に配布させて頂いております。また、会議録につきましては、近日中に市の公式サイト及び高齢福祉介護課の窓口にて公開致しますので、ご承知おきをお願い致します。以上でご報告を終わります。続きまして、「２　議事」に入らせて頂きます。ここからは会長に進行をお願いしたいと存じます。会長、宜しくお願い致します。本日の会議次第に沿って進めていきたいと思います。まずは、傍聴のご希望があるかどうか、事務局如何ですか。お１人、お見えになっております。皆様にお計り致します。傍聴を許可して宜しいですか。（「異議なし」の声あり）それでは、傍聴ご希望の方にお入り頂きたいと思います。（傍聴人入室）傍聴ご希望の方は、遵守事項をお守り頂くようにお願い致します。それでは議事に入りたいと思います。まずは、（１）アンケート基礎調査結果ということで、事務局よりご説明をお願い致します。（説明）ポイントをご説明頂きました。皆様からご質問ございますか。２点あります。１点目は、65歳以上で12,000人の中の約1,200人（１割）が調査対象になっています。この１割という数字は、統計上の根拠があるものだと思いますが、それを教えて頂きたいと思います。２点目は、課長の説明の中で、介護予防日常生活圏域ニーズ調査の詳細な報告を出してもらえるということですが、先日も申しあげましたが、1,200人の内訳か860人の内訳か分かりませんが、３つの区分に分かれていると思います。３つのチェックリストの方、要支援者の方を合わせた３つのパターンでの統計がいずれは出てくるのだろうと思いますが、出来るだけ早く頂きたいと思います。１点目につきましては、国の「介護保険事業計画策定に向けた各種調査についてのマニュアル」というものがございまして、その中で１割となっております。今回の圏域のニーズ調査につきましては、前回お示しした単純な表を見やすい報告書形式にした段階でしたが、クロス集計と申しますが、圏域別の把握・調査結果を別途ご提供させて頂きたいと思います。委員の２点目のご質問について回答させて頂きます。今回のアンケート調査については、冒頭、課長からご説明がありました通り、前回の調査手法とは少し異なるということがあります。このニーズ調査の設問の中には、要介護度をお尋ねする設問やどこにお住まいですかという設問がございません。なぜ無いかというと、第５期、第６期の調査票は100問以上ありました。それを削って、削った部分の設問（基本属性）に、各自治体が管理している情報を「見える化システム」で結合します。設問結果とその情報を結合することで、設問数を削減することに成功したという経過がございます。委員がご指摘の基本属性と掛け合わせて要介護度によってどういう回答なのか、居住圏域によってどうなのかという部分は、見える化システムの中で、羽村市の動態あるいは近隣の自治体との比較が出来るようになっております。いつお出しできるかということについては、前回ご説明しました国が１月半から最大２月ぐらい工程が遅れている中で、見える化システムへの登録も遅れております。例えば、今の状態で羽村市だけでデータを登録しても、近隣の自治体がまだ登録していないので、比較が出来ないという状況にあります。我々としましては、羽村市の情報は登録する段階にあります。見える化システムで稼働が出来るようになった時に、我々も初めて圏域ごとの細かい情報が手に入りますので、それを得た段階で、そのままお渡しすると凄く難しい数字の表になりますので、その表から読み取れるものを改めてお作りをし、課題の取りまとめということで素案の中に落とし込む形になると思います。それを委員会の中で皆様に改めてお示しをさせて頂くことが、現実的な工程になると思いますので、その際にご指摘を頂戴できればと思っております。スケジュール的には次の委員会で素案になります。他にご質問ございますか。まだ見える化システムに載っていない段階で、見えてこない部分はありますが、皆様もどれだけ見えてきたか分からないとは思いますが、調査の説明は以上とさせて頂きます。その後の進捗状況を先に説明頂いて、またお気づきのところがあれば、ご質問等々頂ければと思います。(２)計画の進捗状況について、事務局からご説明をお願い致します。（説明）基本目標ごとに区切ってご説明を頂いております。まずは「基本目標Ⅰ」について、皆様からご質問を頂きたいと思います。内容は主に「健康づくり」「社会参画」「生きがいづくり」についてです。皆様も地域で活動されていてお気づきの点等もあると思いますが、如何でしょうか。無ければ、「基本目標Ⅱ」を宜しくお願い致します。（説明）基本目標Ⅱ「地域における総合的な支援体制づくり」ということで、ご説明を頂きました。この中で皆様からのご質問を頂きたいと思いますが、如何でしょうか。友愛訪問員の活動内容を教えて頂けますか。これは町内会とあまり関係ないものですか。友愛訪問員の中には、町内会から推薦されて友愛訪問員になっている方もいらっしゃいます。そういった方は少ないですが、そういう意味では町内会と関係しているところもあります。任期がございますので、終わるときに後任の方を探して頂いくという形でお願いしております。活動内容は、65歳以上の一人暮らしの高齢者と70歳以上の高齢者のみ世帯に定期的に訪問し、安否の確認や話し相手になっております。付随して質問させて頂きます。友愛訪問員の活動は分かりました。民生委員も高齢者の実態調査等で訪問されていると思いますし、地域ネットワーク等でも皆様が地域の方との関わりを持っていらっしゃいます。それは、どういう風な形で情報を共有しているのか、市としてどのような活動を把握しているのか、その辺の仕組みをもう少し教えて頂けると分かると思います。民生委員には毎年、高齢者実態調査をお願いしております。対象者は75歳以上の高齢者ということで、一人暮らし・高齢者のみ世帯に限らず、75歳以上の高齢者の方の実態調査です。友愛訪問員には、65歳以上の一人暮らしの高齢者と70歳以上の高齢者のみ世帯に訪問して頂いております。年２回、民生委員と友愛訪問員の情報交換の場を設け、訪問の対象者や状況を確認しております。今の件でも構いませんし、他のことでも構いませんので、皆様からご質問ございますか。基本目標Ⅱということだけでなく全体に関わることです。第６期の計画があって、進捗状況が出ているわけですが、例えば２年間の評価がございます。この評価は、所管課が施策の進捗を評価して載せていると思いますが、この報告書は、第７期の計画の中でどういう位置付けになるのでしょうか。報告書も第７期の委員が審議会で認めるというような性格のものなのか。報告書の性格自体がよく分かりません。評価は所管課の評価はありますが、もし審議会で認めるとなると、この評価で良いのかどうかという議論が出てくると思います。その仕組みがこれを見てもよく分かりません。それから自らの評価の中で、何故これがBなのか、Cじゃないのかと思うものも見受けられます。そういうものについても審議会の中で議論していくものなのかどうか、その辺が分かりません。ABC評価の基準の説明をお願い致します。進捗状況の報告書については、現在の第６期の事業が、どういったものが掲げられているかといったことに基づきまして、２年間（27年度・28年度）どういう状況で来たのかを所管として現状把握をし、その評価をした上で次期計画に向けて、どういった記載をしていくのか。場合によっては記載を止めるのかも含め、最後にあります「現在の課題」や「今後の計画への掲載」も含めまして、次期計画の各事業に書き込んでいくということを把握するためにお出し頂いているものです。その中で、今後の方向性を考えていくための評価と致しまして、各所管でABC評価をして頂き、「良好」「概ね良好」「要見直し」という３段階の記入をして頂いているものです。例えば、ここで出てきた評価で、「C評価になりました。見直しましょう。」となった場合は、私達が見直しの中身を作っていく話ですか。その辺の仕組みがよく分かりません。この報告書は内容を本審議会でチェックして頂き、ここを修正していくべきという意味ではなく、あくまで各所管でどういう現状把握をし、次期計画についてどういう方向性を考えているのか、というところをご確認頂くための報告と考えております。委員がおっしゃったようにABC評価は、ABCどれにするか迷うようなところはありました。ABC評価の前に１２３４５があります。例えば、２であれば計画通りしているがCだとか、それぞれABCがあります。審議会の中で、こんな施策が良いのではないかという意見は皆様から出して頂きたいのですが、今現在、所管ではこういう評価しているという事実を受け止めて頂いて、その上でC評価だがもっと積極的にやった方が良いのではないかとか、B評価だがAぐらいの評価ではないかとか、皆様から頂ければ、市でも色々計画に反映できる部分があると思います。量が膨大で細かい所までは、なかなか読み切れないと思いますが、それぞれ皆様が地域で活動し関係しているところを中心に見て頂いて、ご意見を頂き、審議会で揉んでいきたいと思います。今日だけの議論ではなく、最終報告までの議論ですね。期間が限られていますので、ゆっくりというわけにはいきませんが、少なくとも皆様の気がつかれたところを述べて頂きたいと思います。　次回以降、全体像を考えていかなければなりません。その中でどれだけ皆様のご意見が取り入れられるかは定かではありませんが、所管の評価でよしということではなく、皆様の意見を示して頂ければ、計画そのものも実のあるものになっていくと思います。今現在、気づいているものが３点あります。１ページの健康手帳の評価ですが、B評価となっています。健康手帳の配布方法が少し変わって、説明をして配布しているということで、数字が減少していると説明があります。それにしても数字が低すぎるのではないかと思います。40歳以上の健康手帳は、内容的に続かないような仕組上の欠点があるのではないかと思います。そうなると健康手帳というやり方は、このまま続けていいのだろうか。もっと幅広く、例えば40歳以上となると、市で20,000人以上が該当すると思いますが、その中で何十という数字のものがB評価ということは、ちょっとおかしいのではないかと感じています。高齢福祉介護課の関係で言いますと、68ページに「まちづくり出前講座」があります。あと、私共シルバー人材センターが管轄しますが、71ページの「ちょこっと相談コーナー」は、もの凄く良い制度だと思いますが、こういう制度があるということが世の中に知れていません。私も正直言って「まちづくり出前講座」の制度をこの資料を見て知りました。いかにもPR不足ではないかということで、この辺はBでも良いですが、もっと広げる工夫をすべきだと思いました。あとはこれからの話なので、介護予防については、その話が出てきた時にお話ししたいと思います。貴重なご意見を頂きました。ここで済む話ではありませんが、事務局でコメントがあればお願い致します。１ページの健康手帳の件ですが、健康課所管事業となりますので、B評価にした理由は、委員がご指摘したような形で書いているのを、そういう風に認識しておりますが、次期計画には素案版ということでお出しさせて頂きますので、その計画の中でどういう書き方になるのか、それから委員からご指摘頂いた内容につきまして、所管課に確認した内容を次回ご報告出来たらと考えております。68ページ・71ページにつきましては、ご指摘の通り広く周知をしてご利用頂きたいと考えております。特に「ちょこっと相談コーナー」は、介護者の家族等に対する支援の選択肢の１つとして有効だと考えておりますので、拡充していきたいと考えております。他にご質問ございますか。無ければ、私から質問させて頂きます。33ページ「福祉総合相談窓口の設置検討」についてですが、ずっと検討してきたが実現できなくてC評価になっています。調査の中でも、どこに相談に行ったら良いのか分からないというアンケート結果が出ています。自治体によっては、ワンストップの窓口を作って、そこに行けば、とりあえずどこかに繋がるという作り方をしているところもあります。この辺の評価・検討経過も含めてC評価となっていますが、総合相談窓口は出来るだけ皆さんに知れ渡る形で作って欲しいと思っていますが、如何でしょうか。会長がご指摘のように、「どこに行ったら良いか分かり易く」という所があった方が良いのではないかという趣旨の元に、他の自治体の状況も含めまして、どういう状況になっているかを福祉健康部として、調査・検討してきた経緯がございます。羽村市役所の福祉部門が１か所にまとまっている状況の中で、ある程度総合的な役割も果たしているのではないかというような意見もあります。実際に作るときは、どこに作るかという部分もございまして、検討が進んでいない状況ですので、C評価が実情でございます。今後も検討をして頂ければと思います。他に皆様から如何でしょうか。気がつかれたところはご質問して頂くとして、「基本目標Ⅲ」に進んで頂いて宜しいでしょうか。（説明）「基本目標Ⅲ　高齢者が安心して暮らせる環境づくり」ということでご説明頂きました。この部分でのご質問は如何でしょうか。72ページに「公共施設等のバリアフリー化の推進」があります。この中にスロープ・階段・トイレがありますが、私ども町内会館の集会施設は２階にありますが、エレベーターがありません。そういうこともありまして、エレベーターという項目も入れて頂きたいと思っております。地区会館の所管につきましては、地域振興課と建築課になります。その辺を確認致しまして次期計画の中でどういう形になるかご報告をさせて頂きたいと思います。小作台西は高齢者が多くなり、非常に不便で、そういう要望がすごくあります。多額な費用が掛かり、予算もありますので迂闊に回答できないと思いますが、ただ黙っていたらいけないと思います。少しでもよくしたいと思いますので、そういう言葉は是非入れて頂きたいと思います。他の会館もあると思います。お話がありましたように課が違いますので、部や課と連携をしながら是非やって頂きたいと思います。ご要望ということで受け止めて頂けたらと思います。高齢者の実態調査をしていますと、介護が必要になった方の多くが、加齢により膝関節が悪くなり歩きが不自由になる方がいます。それとも関係していますが、家の中で転んで足を折って日常生活が出来ないという方が多いです。全国的にもそうだと思います。家の中に手摺りを付けたり、段差の無い床にしたいという方がいらっしゃいます。実際には、経済的に無理ということです。計画書を見ますと、公共の施設についてはバリアフリー化が進んでいます。当然、公共施設が一番先だと思います。身体障害認定を受けた方の家庭には多少の補助が出ていると思います。個人の住宅、公営の住宅に関して、バリアフリー化をするときに、そういう援助・補助が出るような計画があるのかをお聞かせ下さい。「ふれあいの福祉のしおり」をお持ちでしたら、ご覧頂きたいと思います。99ページになります。こちらに「自立支援住宅改修給付事業」がありまして、手摺りの取り付けや床の段差、引き戸等の取り換えがありますので、見て頂ければ分かると思います。給付の事業がございますので、これを利用して頂ければと思います。その項目が、計画書の中に織り込まれていない理由は何故ですか。計画書の61ページに「自立支援住宅改修給付事業」が記載してあります。進捗状況報告書では55ページに記載がございます。自立支援住宅改修給付事業の手摺りの取り付けは、介護保険制度の中に要介護認定を受けている方についてはございますが、それ以外の要介護認定が非該当になった方につきましても、予防給付の意味で高齢者施策として給付している内容になっています。他にございますか。次に進ませて頂きます。「基本目標Ⅳ　介護保険制度の適切な運営」についてご説明お願い致します。（説明）基本目標Ⅳ　介護保険の地域支援事業に関する部分ですが、ご質問等お願い致します。介護予防日常生活支援総合事業は、新総合事業になると思いますが、私なりに少しずつ勉強をしていますが、非常に難しくて分からないところがありますので、いくつか質問させて頂きます。今まで介護保険の中で行われていた支援に関する事業の一部が市に移行して、国の介護保険事業から市の独自事業に移るようですが、予算の裏付けで、国からの補助金になるか分かりませんが、市は特別会計でやるのでしょうけれど、その中での予算の考え方が分かりません。96ページを見ますと、今まで基本チェックリストは65歳以上の全員でしたが、今度は今後の計画を見ると、絞り込むように読めるチェックリストの考え方になっています。その辺の仕組みを詳しく教えて下さい。どういう絞り方をするのか、絞ったら今の約12,000人の65歳以上の方がどのくらいに絞られると考えているのか、現段階での数字も教えて下さい。予算の裏付けですが、先程お示しした計画書の79ページ下の表をご覧下さい。この表の左に財源構成があります。国・都・市と保険料の負担割合を載せてあります。新しい総合事業に移りましても基本的な財源構成は変わらず、今まで通りです。ただ、上限額が決められておりますので、基本的には上限額の中で実施することになりますが、財源はそれまでの介護給付と同様になります。96ページの把握事業の関係ですが、従来の問題として把握事業に係る経費が多い割に、実際の２次予防に参加する人数に結びついていなかったという国の問題認識があり、全員を対象とする基本チェックリストのやり方は補助金の対象としない制度になっています。羽村市においては、全員に郵送方式で基本チェックリストをお送りして、ご自分の状況を知って頂く有効な形で出来ていたと捉えております。そのような国の制度改正に基づきまして、ある程度対象を絞ることは致し方ないとし、その中で出来うる把握をしていきたいと考えていますが、絞りこみの内容につきましては、係長からご説明させて頂きます。絞り込みですが、本当に予防が必要な方ということで、今年度71歳〜74歳の独居の方、500名近くの方に把握をさせて頂きたいということで、通知を差し上げたところです。まだ回収作業はしていませんが、ちょうど通知を出したところです。２点あります。１点目は予算のことです。国が25、都道県が12.5、市町村が12.5という数字は分かりますが、新総合事業の特徴は、かなり市町村の体力によって差が出てくる制度になってくるわけです。現実に動いているところでは、市町村によってやり方や内容が違ったりしているようなことも耳に入ってきます。財源の部分で、例えば、羽村市は12.5よりもプラスして財源措置をするとか、ある程度の増減はあるにしても、そういう仕組みなのか。それとも12.5というのは、コンクリートであってそれ以上の財源はないということなのかということが分かりません。２点目は、500名という絞り込みの話が出ましたが、第６期の事業の中でも11,000名にリストを送って、リスク保有者が28年度で2,100名程になっています。それでいながら2,100名ではなくて、何故500名なのかというのも、よく分かりません。総合事業の中での市町村の独自という部分につきましては、各サービスにおける単価等も国の定めるものを基準と致しまして、市町村で独自に設定し実施する形になっておりますので、そういった点では、市町村における事業費というものは、差異が生じる仕組みになっています。ただ、一定の上限が各市町村にあり、それを超える部分は財源措置の対象とはならないということになります。そういうことがあり得るか聞いているだけで、そういう制度ということですね。上限を超すことも独自で財源措置すれば、あり得ると理解して良いですか。そういった理解で宜しいと思います。絞り込みの件ですが、65〜70歳ぐらいの方というのは、比較的お元気でいらっしゃって、実態調査をしていても特に問題がないというところでございます。色々問題が出てくるのは、70歳以上の方がサービスを受けたり、介護認定を受けたりというところで出てきているので、基本チェックリストを送らせて頂くのは、そういう対象者の方に今回は送付致しました。今年度はどういう感じか。今年初めてですので、それによって来年度もこれで良かったのか検討していきたいと思っております。自治体によっては、毎年やっている所や75歳に絞ってやっている所と色々ございますので、私達も研究しながら来年度に向けていきたいと思います。他に、ご質問ございますか。介護保険に関する部分になりますが、この辺が分からないということがあれば、是非この機会にお願いしたいと思います。今日、ご説明頂いた部分の分量も多いですが、全体的に皆様からのご質問等ございましたら、お願いしたいと思います。介護予防日常生活圏域のニーズ調査の結果公表がありましたが、この表にも出ていますし、先程の説明の中でも生活圏域という言葉が踊っています。本来、日常生活圏域の調査をやるというのが、第７期の計画を立てるときの羽村市としての日常生活圏域という取り方だと思いますが、ずっとこの圏域が羽村市は１つで、第６期の計画書の中にも合理的な説明・理由が書かれています。先程も委員からご説明もありましたが、高齢化率が非常に上がって、サービスの内容も色々考えていかなければならないというところからしますと、施策に活かす時に１圏域でいいのかということが非常に疑問です。ましてや羽村市の地域包括支援センターが３か所になります。そうしますと、総合相談支援事業や地域の特性に合わせるという相談もあると思いますし、第７期の時点で、既に第６期の東京のところにも出ていますが、後期高齢者の人口割合が前期高齢者の人口割合を超えます。そういう流れも含めていけば、やはり圏域をもう少し見直しても良いのではないか。もう少し地域の細かいニーズに応えていく必要が今後あるのではないかと思っています。調査は終わりましたので、第７期の計画は１圏域でいきますという風にしかならないのかどうか、お答えし頂ければと思います。只今のご意見でございますが、第６期におきましても理由は、計画書の31ページに記載していますが、圏域は１圏域ということで第４期、第５期から同様に続いております。理由と致しましては、市全体が比較的平坦で、かつ行政面積が9.9平方キロメートルと小さく、移動も容易であり、サービス提供の地理的な分断がないということが挙げられております。確かにそういった部分があるかと思いますし、日常生活圏域や市の圏域というよりは、むしろ広域的な理由を視野に入れて、整備を図ってもいいような状況のサービスもございます。中学校区を考えてみましても、最高６キロまでが中学校の通学区域という文科省の調査等もございましたので、そういったところまで含めますと、距離的にも羽村市の面積は小さいので、日常生活圏域を分け、圏域ごとのサービスの供給量を予測し、それを満たすための計画を作っていくというよりも、地域の細かいサービスの供給を目指していくこと、分析をしながら満たしていくというのは、もちろんでございますが、現状では日常生活圏域は、同様に１つということで考えております。圏域については、異論を皆様がお感じになったところがあるかもしれません。皆様からいくつかご質問頂きましたが、かなりメニューも多くて幅広い計画になっています。具体的に地域に住んでらっしゃる高齢者を中心とした住民にどれだけ知られて、どれだけ活用していけるようにしていくのかが、最大の課題だと思います。今日、ご質問頂いたことは十分把握して頂いていると思いますが、これからまた計画の実質面でお話を頂くときに、更に皆様から細かい所も含めてご意見を頂ければと思います。今日、説明頂く資料については以上になりますので、終わりたいと思います。次にその他ということで、事務局から何かありましたらお願い致します。２点、お知らせがございます。１点目は、今後のスケジュールについてです。第３回の審議会を９月27日（水）に開催予定でございます。第４回の審議会は10月27日（金）に開催したいと考えております。２点目は、「委員報酬について」でございます。委員報酬につきましては、お振込致しますので確認をお願い致します。次回は９月27日（水）午後７時からになりますので、その日に開催をさせて頂きたいと思います。後日、資料を頂けると思いますので、ご確認頂ければと思います。本日の審議はこれにて終了致します。皆様、夜遅くまでありがとうございました。以上 |